

同じ暗号資産でも譲渡先で取扱いが異なるケースも

Q&A で読み解く 暗号資産取引に係る課税の見直し

令和8年度税制改正では、暗号資産取引に係る課税の見直しが行われている。現行、個人が暗号資産取引により得た利益は原則として雑所得に該当し、給与所得等と合算する総合課税が適用されているが、株式等と同様に分離課税となる。ただし、暗号資産取引の分離課税への見直しは、金融商品取引法の改正が前提となる。政府は4月10日、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」(以下「金商法改正法案」)を特別国会に提出。金商法改正法案では、暗号資産取引に係る規制をこれまでの資金決済法から金商法に移管し、暗号資産を有価証券とは異なる金融商品として金商法に位置付けた上で、利用者保護を図るための方策が講じられている。なお、すでにお伝えしたとおり、金商法改正法案が今特別国会で成立することになれば、令和10年1月1日以後の取引から分離課税が実現することになる(本誌1119号10頁参照)。本特集では暗号資産取引に係る課税の見直しの概要について解説する。

▶▶ 暗号資産、株式等と同様の取扱いに



令和8年度税制改正では、暗号資産取引に係る課税の見直しが行われていますが、具体的な取扱いについて教えてください。



居住者が、暗号資産取引業者が取り扱う暗号資産(ビットコインやイーサリアムなど)を、暗号資産取引業者に対して譲渡等をした場合には、株式等と同様、その譲渡

【表1】 制度概要(所得税+住民税)

上場株式等		ETF		金融商品先物取引等	
譲渡所得	申告分離課税 20%	譲渡所得	申告分離課税 20%	雑所得	申告分離課税 20%
一定の暗号資産(※1)		一定の暗号資産(※1)を 投資対象とするETF		一定の暗号資産(※1)を 原資産としたデリバティブ	
雑所得 ⇒譲渡所得	総合課税 最大55% ⇒申告分離課税 20%	現在は組成不可(政令改正必要) ⇒政令改正により組成可能とする ⇒申告分離課税 20%		雑所得	総合課税 最大55% ⇒申告分離課税 20%

※1 暗号資産取引業者が取り扱う暗号資産

※2 復興特別所得税除く

(出典: 金融庁)

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい